平成28年8月10日 消防庁予防課

「民泊に係る消防法の規制について」に係る 国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

#### (質問1)

次に示す消防庁からの回答(平成 28 年 1 月 12 日付け)に対する、その後の進捗状況 (通知の発出状況等)は如何。

## 【参考】

#### (指摘事項・確認事項)

共同住宅の一部を民泊として活用する場合の誘導灯の設置に関し、消防法施行令第32条に基づく特例の適用の可能性について、現在、主要な消防本部と意見交換を行っているとのことだが、大田区が1月から民泊の導入を開始する予定であることを踏まえ、今後の特区における民泊の拡大に当たって混乱が生じないよう、極力早期にルールを通知等で明確化すること。

#### (消防庁回答)

誘導灯の設置に関する特例適用の可能性については、現在、大田区を管轄する 消防本部を含む主要な消防本部と調整を図っており、混乱なく運用できるよう、 できるだけ速やかに意見を取りまとめ、通知等により示したいと考えています。

## 【回答】

「消防用設備等に係る執務資料の送付について」(平成 28 年 5 月 16 日付け消防予第 163 号。以下「163 号通知」という。)を発出し、消防法施行令第 32 条に基づく特例を適用して民泊が存しない階における誘導灯の設置を免除できる条件を例示しました。

## (質問2)

次に示す消防庁からの回答(平成 28 年 1 月 12 日付け)に対する、その後の進捗状況 (通知の発出状況等)は如何。

# 【参考】

## (指摘事項・確認事項)

総務省令第40号(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令)の適用を受けて設置されている設備等(共同住宅用自動火災報知設備など)は、通常用いられる消防用設備等(自動火災報知設備など)に切り替えることなく、住宅を民泊として活用することが可能であるか通知等により明らかにすること。

## (消防庁回答)

平成17年総務省令第40号の適用を受けている共同住宅の一部を民泊として活用する場合において、自動火災報知設備と同様に建物全体に火災の発生を報知することができる共同住宅用自動火災報知設備については、自動火災報知設備に切り替える必要はないこととする予定です。

また、同省令に規定されている共同住宅用自動火災報知設備以外の設備には、消防活動のために用いる共同住宅用連結送水管などがあることから、これらの設

備の取扱いについて関係する消防本部と意見交換を行っているところですが、共同住宅用自動火災報知設備と同様に、<u>通常用いられる消防用設備等に切り替える</u>必要はないこととする方向で検討中です。

なお、結論が得られ次第、通知等により示したいと考えています。

# 【回答】

163 号通知を発出し、総務省令第40号の適用を受けて共同住宅用自動火災報知設備などの設備が設置されている共同住宅につき、通常用いられる消防用設備等に切り替えることなく、当該住宅の一部を民泊に活用できる条件を例示しました。

以上